

**第81回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)**

【事業報告】

業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況の概要

【連結計算書類】

連結株主資本等変動計算書
連結注記表

【計算書類】

株主資本等変動計算書
個別注記表

第一屋製パン株式会社

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当グループは、「おいしさに まごころこめて」という基本精神のもと、社会からの信頼を得ることの重要性を認識し、適法・適正かつ効率的な事業活動を実行するため、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会における決議により、「内部統制システムの基本方針」を定めております。

その内容は次のとおりであります。

(1) 当社及び当社子会社（以下「当グループ」という。）の取締役・従業員の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 当グループは、「第一屋製パングループ行動指針」を定め、代表取締役社長をはじめとする取締役・本部長・部長・工場長等が、繰り返しその精神を当グループの従業員に伝えることにより、法令及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
- ② 当社は、最高コンプライアンス責任者を代表取締役社長とし、当グループ全体のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
また、最高コンプライアンス責任者を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、各事業部門固有のコンプライアンスリスクを分析して当グループにおけるコンプライアンスに係る諸施策を継続して実施するとともに、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を適宜取締役会に報告する。
- ③ 企業を取巻く各種のリスクに迅速かつ的確に対処するため、当グループの取締役及び従業員は、「内部通報専用ホットライン」をもって直接報告することを可能とする。
なお、報告・通報を受けたコーポレート本部は、その内容を調査し、コンプライアンス委員会に報告する。
- ④ 取締役及び従業員の法令・定款違反について、コーポレート本部から報告を受けたコンプライアンス委員会は、人事委員会の諮問を受ける。また、代表取締役社長は、重要性に応じて取締役会に報告する。
- ⑤ 当グループは、反社会的勢力とは取引を含む一切の関係を持たないこととし、社内研修等を通じてその趣旨を当グループの取締役及び従業員に周知徹底する。
なお、反社会的勢力に関する諸対応は、コーポレート本部が所管し、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟して情報収集に努めるほか、積極的に警察や弁護士等の外部機関との連携を図り、反社会的勢力との取引等の未然防止に努める。

(2) 当社取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理について、その責任者をコーポレート本部長とし、情報管理に関する基本方針のもと、文書管理規定に従い、職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録して保存及び管理する。
- ② 取締役及び監査役は、これらの文書を随時閲覧できるものとする。

(3) 当グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、コーポレート本部長を当グループの損失の危険を含むリスクに関する統括責任者とし、コーポレート本部において当グループ全体のリスクを総括のうえ管理する。
また、各リスクにそれぞれ関係する部署は、「本部長会議規則」に基づき、当グループのリスク管理の状況をコーポレート本部長に報告する。
- ② コーポレート本部長は、半期毎に取締役会に報告する。
- ③ 内部監査部門は、当グループ各社毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的にコーポレート本部長及び取締役会に報告する。
- ④ 取締役会は、必要に応じて改善策を審議・決定する。

(4) 当グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、以下の事項を実施します。

- ① 職務権限・意思決定ルールの方策
- ② 役員を含めた本部長による定例会議を原則、週1回開催
- ③ 取締役会による当グループの中期経営計画の方策、中期経営計画に基づく事業部門毎の業績目標と予算の設定及びITを活用した月次・四半期業績管理の実施
- ④ 取締役会による当グループの月次業績の検証及び改善策の実施

(5) 当グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当グループにおける業務の適正を確保するため、内部統制に関する担当部門を当社コーポレート本部とし、当社と子会社各社との間で内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われる仕組みを含む体制を構築・運営する。
- ② 当グループ各社の代表取締役社長をはじめとする取締役は、各部門における業務執行の適正を確保するため、内部統制の確立と運用の権限及び責任を有する。
- ③ 当社の監査室は、当グループ各社の内部監査を実施し、その結果を当社コーポレート本部長及び担当部門の責任者に報告します。報告を受けたコーポレート本部長及び担当部門の責任者は、必要に応じて内部統制に係る改善策を指導し、実施にあたっての支援・助言を行う。また、監査役は、会計監査人との緊密な連携により、財務の適正を確保する。
- ④ 当グループにおける財務報告の信頼性を確保するため、内部統制に係る報告体制を構築し、その有効かつ効率的な運用及び評価を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき従業員（以下「監査役スタッフ」という。）を置くことを求めた場合における当該監査役スタッフに関する事項

当社は、監査役から要望があった場合は、「監査役監査基準」に基づき、速やかに監査役の職務を補助するための人員として監査役スタッフを設置する。

(7) 監査役スタッフの取締役からの独立性及び当該監査役スタッフに対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役スタッフは、監査役の指揮命令下で業務を行い、監査役以外の者からの指揮命令は受けないものとし、取締役からの独立性を確保する。
- ② 監査役スタッフの任命、異動、評価等の人事権に係る事項の決定においては、常勤監査役の事前の同意を得ることとする。

(8) 当社の監査役に報告するための体制

- ① 当社は、監査役会と協議のうえ、監査役会に報告すべき事項を定める規定を制定し、取締役は、次の事項を報告することとする。
 - イ. 会議で決議された重要な事項
 - ロ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ハ. 毎月の経営状況として重要な事項二. 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
ホ. 重大な法令・定款違反
ヘ. 「内部通報専用ホットライン」の通報状況及び内容
ト. その他コンプライアンス上の重要な事項
- ② 当グループの取締役及び従業員は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができる。
- ③ 当社は、当社の監査役に報告した当グループの取締役及び従業員が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けることがない体制を整え、その旨を当グループの取締役及び従業員に周知徹底する。

(9) 監査役の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

当社は、当社の監査役からその職務の執行に係る費用の前払い又は償還の請求をされたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務執行上必要ではないと認められる場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

(10) その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役は、監査役会に対して、業務執行状況を報告する機会を設けるなどして、監査役と定期的に意見交換を行うものとする。
- ② 取締役会は、業務の適正を確保するため、重要な業務執行に係る会議に対する監査役の出席を確保する。
- ③ 当社は、監査役が独自に弁護士との顧問契約を締結すること、また、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士等の助言を受ける機会を確保する。

当社は、内部統制システムを適正に運用するため、不断の見直しによって継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めることとしております。また、基本方針に定める各事項について、2022年度における整備・運用状況に関する評価を実施し、本システムが基本方針に基づき適切に整備され運用されていることを取締役会において確認しました。

その概要は、次のとおりであります。

- ・当グループの内部統制システム全般の整備・運用状況については、当社の監査室が内部監査計画に基づき当グループ各社の内部監査を実施し、本システムの実効性を確保しております。
- ・当社は、原則、毎月1回開催されるコンプライアンス委員会における報告等のリスク管理の状況について、全社的な情報共有に努めており、これらの管理状況及び取り組みについては、取締役会において年2回報告しております。また、「第一屋製パングループホットライン」を設置し、当グループ各社に開放することでコンプライアンスの実効性の向上を図っております。また、当グループの企画財務に関する政策的重要事項については、取締役会に先立ち、全27回開催された企画財務委員会において適切な審議を行い、業務の適正を確保しております。
- ・監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長をはじめとする取締役、監査室、会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図ることにより、監査の実効性を確保しております。

なお、2023年1月1日付にて4本部制を廃止したことに伴い、基本方針を一部変更することにつき、同年1月30日開催の当社取締役会において決議しました。

変更の内容は次のとおりであります。

- ・全文を通して「コーポレート本部」の表記を「総務部」に変更
- ・(1)①における「本部長」の表記を削除し、「室長」を追記
- ・(1)③ 及び (8)①へ. に記載の「内部通報専用ホットライン」の名称を「第一屋製パングループホットライン」に変更
- ・(3)①における「本部長会議規則」の表記を「経営会議規則」に変更
- ・(4)②における「役員を含めた本部長による」の表記を「役員及び執行役員による」に変更

以上

連結株主資本等変動計算書
(2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,305,567	3,658,571	△132,032	△9,524	6,822,582
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)			△1,145,849		△1,145,849
自己株式の取得				△95	△95
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△1,145,849	△95	△1,145,944
当 期 末 残 高	3,305,567	3,658,571	△1,277,881	△9,619	5,676,638

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	518,698	144,683	663,382	7,485,965
当 期 変 動 額				
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)				△1,145,849
自己株式の取得				△95
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△519,672	21,126	△498,546	△498,546
当 期 変 動 額 合 計	△519,672	21,126	△498,546	△1,644,491
当 期 末 残 高	△973	165,809	164,835	5,841,473

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項
連結子会社は、スリースター製菓(株)、(株)ベーカーリープチ、(株)ファースト・ロジスティックスの3社であります。
2. 持分法の適用に関する事項
該当事項はありません。
3. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券
その他有価証券
市場価格のない……………連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
株式等以外のもの……………し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法
 - ② 棚卸資産
製品……………売価還元法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
商品……………月別総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
原材料及び仕掛品……………主として月別総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法によっております。
ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）、機械及び装置については、定額法によっております。
なお、2007年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）、機械及び装置以外の有形固定資産についても2007年度税制改正前の定率法によっております。
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法によっております。
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - ③ リース資産……………所有権移転ファイナンス・リース取引については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
 - ④ 賃貸固定資産……………定額法によっております。
 - (3) 重要な引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金……………債権の貸倒発生に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金……………従業員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額を計上しております。
 - ③ 事業構造改善引当金……………事業構造改善に伴い発生する費用および損失に備えるため、その発生見込額を計上しております。
 - (4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - ① 連結納税制度の適用……………連結納税制度を適用しております。
 - ② 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱いの適用……………当社及び連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。
なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定です。

- ③ 退職給付に係る会計処理の方法
- 1) 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - 2) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。
 - 3) 小規模企業等における簡便法の採用
連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ④ 重要な収益及び費用の計上基準
- 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識することとしております。
- 当グループは食料品の製造、販売を主たる事業としております。当該販売取引については、顧客に商品及び製品が着荷した時点で顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、着荷時点において収益を認識しております。これらの収益は顧客との契約において約束された対価から、配送費及び販売手数料等の一部を控除した金額で測定しております。
- 顧客との契約における対価に配送費及び販売手数料等の一部が含まれている場合には、顧客に返金すると見込んでいる対価を返金負債として計上しており、返金負債は流動負債のその他に含めております。
- 取引の対価は履行義務を充足してから短期間で受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

（会計方針の変更に関する注記）

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、配送費及び販売手数料等の一部は、従来、「販売費及び一般管理費」として処理する方法によっておりましたが、顧客に支払われる対価として「売上高」から減額する方法に変更しております。

また、一部の商品における収益について、従来は、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における当グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先等に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当連結会計年度の期首の利益剰余金に与える影響はありません。

この結果、当連結会計年度の「売上高」、「売上総利益」及び「販売費及び一般管理費」はそれぞれ670百万円減少しております。「営業損失」、「経常損失」及び「税金等調整前当期純損失」に与える影響はありません。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」の「未払費用」に表示していたもののうち、取引価格から減額される配送費及び販売手数料等の一部は、当連結会計年度より「返金負債」として「流動負債」の「その他」に含めて表示しております。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

（表示方法の変更）

1. 連結貸借対照表

前連結会計年度において、「固定負債」の「その他」に表示していた「長期割賦未払金」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。なお、前連結会計年度における「長期割賦未払金」は151,834千円であります。

2. 連結損益計算書

前連結会計年度において、独立掲記していた「営業外費用」の「解体撤去費用」及び「製品処分費用負担金」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度における「解体撤去費用」は6,968千円、「製品処分費用負担金」は2,472千円であります。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 食品事業に係る固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	金額
有形固定資産	7,334,457千円
無形固定資産	52,522千円
減損損失	51,774千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社の食品事業に係る資産グループのうち、金町工場を除く全工場及び共用資産を含めたより大きな単位の有形固定資産等の回収可能価額については、正味売却価額を回収可能価額として算定しております。正味売却価額は外部の不動産鑑定士による不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。

② 主要な仮定

不動産鑑定評価には主として原価法が適用され、主要な仮定は建物の再調達原価及び土地の更地価格であります。処分費用について、主要な仮定は購入業者や解体業者からの処分費用の見積り金額等に基づく将来の見込額であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である建物の再調達原価及び土地の更地価格は、建築費の動向及び不動産市況等により左右され、処分費用見込額も既存設備に係る撤去工事の個別性が高いことから、正味売却価額の算定には不確実性が存在し、正味売却価額が変動することにより、固定資産の減損損失の算定に重要な影響を与える可能性があります。

2. 事業構造改善引当金

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	金額
事業構造改善引当金（流動負債）	517,538千円
事業構造改善引当金（固定負債）	100,990千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

事業構造改善引当金は、事業構造の改善に伴い発生することが見込まれる損失に備えるため、当連結会計年度末で合理的に見積ることが可能なものについて、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

② 主要な仮定

横浜工場（神奈川県横浜市）の閉鎖に伴い発生する建物解体費用、土壌改良費用及び設備移設費用等について、主要な仮定は工事業業者や解体業者からの工事費用の見積り金額等に基づく将来の見込額であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

発生が見込まれる事業構造改善費用について、必要かつ十分な金額を計上していると考えておりますが、当該見積りについて、予想しえない事象の発生や外部環境の変化等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて

新型コロナウイルス感染症が収束するにはまだ時間を要するなど、不確実性が高い状況であると考えております。新型コロナウイルス感染症の影響について、前連結会計年度においては当連結会計年度末まで継続すると仮定しておりましたが、引き続き翌連結会計年度末まで継続するものとの仮定に基づき、継続企業の前提に係る将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束時期及び経営環境への影響が変化した場合には、上記の見積りの結果に影響し、翌連結会計年度の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保提供資産及びその対応債務

(1) 担保提供資産

建物及び構築物（簿価）	1,825,001千円
機械装置及び運搬具（簿価）	717,608千円
工具器具及び備品（簿価）	36,756千円
土地（簿価）	2,468,141千円
賃貸固定資産（簿価）	220,003千円
計	5,267,511千円

(2) 対応債務		
短期借入金		3,100,000千円
長期預り金		266,082千円
計		3,366,082千円

なお、上記のほか、未償還社債に関する被保証債務が15,000千円あります。
また、上記の金額には工場財団抵当(1,836,396千円)並びに当該対応債務(2,700,000千円)が含まれております。

2. 固定資産の減価償却累計額		
(1) 有形固定資産の減価償却累計額		27,629,484千円
減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。		
(2) 賃貸固定資産の減価償却累計額		535,118千円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 減損損失

当連結会計年度において、当グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(単位：千円)

場所	用途	種類	減損損失
大阪府	事業用資産－製造用設備	構築物、機械装置及び運搬具等	51,774

当グループは、事業用資産については工場を基本単位として、賃貸不動産及び遊休資産については個別物件毎に、共用資産については、共用資産を含むより大きな単位で、資産のグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、上記資産グループについて、回収可能価額を測定した結果、事業用資産のうち大阪空港工場について帳簿価額が正味売却価額を上回っていることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額は外部の不動産鑑定士による不動産鑑定評価額に基づいて算定しております。

2. 特別損失その他

当グループのスリースター製菓株式会社が製造している一部商品に金属異物が混入していることが判明し、販売先にて対象商品を自主回収しました。なお、これまでお客様からの健康被害の申し出はありません。販売先からの対象商品の回収費用、社告費用等について求償されたことにより、その製品回収関連費用として、特別損失のその他41,622千円を計上しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

当連結会計年度の末日における発行済株式総数
普通株式

6,929,900株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入及び社債による方針です。なお、デリバティブ取引は内部管理規定に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、定期的に主な取引先の信用状況を把握することとしております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的にその保有の妥当性を検証しております。

営業債務である買掛金は2ヶ月以内の支払期日です。借入金は主に運転資金及び設備投資等に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、定期的に経理所管の役員に報告されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	14,848	14,848	—
資産計	14,848	14,848	—

(注1) 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払費用」については、短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (単位：千円)
非上場株式	16,096

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

(1) レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

(2) レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

(3) レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	14,848	—	—	14,848
資産計	14,848	—	—	14,848

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

(1) 顧客との契約から生じる収益の分解情報

当グループは食品事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	売上高 (千円)
パン部門	18,091,308
和洋菓子部門	4,144,819
その他	2,154,468
顧客との契約から生じる収益	24,390,596
その他の収益	—
外部顧客への収益	24,390,596

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 3. 会計方針に関する事項 (4)その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(賃貸等不動産に関する注記)

当社では、千葉県において、賃貸用の施設（土地及び建物を含む。）を所有しております。2022年12月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は122,465千円（賃貸収入は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

用途	連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
賃貸用施設	3,146,602	△16,613	3,129,988	2,650,000
合計	3,146,602	△16,613	3,129,988	2,650,000

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度増減額のうち、増加額は空調設備 (2,120千円)、主な減少額は減価償却費 (18,733千円) であります。

(注3) 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書等に基づく金額であります。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 843円72銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 165円50銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

(コミットメントライン契約の締結)

当社は、個別相対方式によるコミットメントラインを、2023年2月7日付けで契約いたしました。

1. コミットメントライン設定の目的

機動的かつ安定的な資金調達手段を確保することを通じて財務体質の強化及び安定化を図るものであります。

2. コミットメントライン契約の概要

- (1) 契約締結先 株式会社みずほ銀行
- (2) 借入極度額 15億円
- (3) 契約締結日 2023年2月7日
- (4) 契約期間 2023年2月7日～2024年2月7日（1年間）
- (5) 契約形態 個別相対方式コミットメントライン
- (6) 使用用途 運転資金
- (7) 借入金利 変動金利
- (8) 担保の有無 担保有・無保証
- (9) 純資産維持、利益維持及び売上維持に関する財務制限条項が付されております。

株主資本等変動計算書
(2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	
			固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	3,305,567	3,659,105	600,600	1,303,373	△2,319,958
当期変動額					
当期純損失(△)					△1,047,548
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	-	-	△1,047,548
当期末残高	3,305,567	3,659,105	600,600	1,303,373	△3,367,507

	株主資本			評価・ 換算差額等	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その 他有 価証 券 評 価 差 額 金	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	△415,985	△9,524	6,539,163	518,698	7,057,862
当期変動額					
当期純損失(△)	△1,047,548		△1,047,548		△1,047,548
自己株式の取得		△95	△95		△95
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				△519,672	△519,672
当期変動額合計	△1,047,548	△95	△1,047,643	△519,672	△1,567,316
当期末残高	△1,463,533	△9,619	5,491,520	△973	5,490,546

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- ① 子会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
市場価格のない……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、株式等以外のもの 売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

- ① 製品……………売価還元法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ② 商品……………月別総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ③ 原材料及び仕掛品……………主として月別総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ④ 貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法によっております。
ただし、1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）、機械及び装置については、定額法によっております。
なお、2007年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）、機械及び装置以外の有形固定資産についても2007年度税制改正前の定率法によっております。
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法によっております。
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- (3) リース資産……………所有権移転ファイナンス・リース取引については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (4) 賃貸固定資産……………定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………債権の貸倒発生に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……………従業員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額を計上しております。
- (3) 事業構造改善引当金……………事業構造改善に伴い発生する費用および損失に備えるため、その発生見込額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、それぞれの発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 連結納税制度の適用……………連結納税制度を適用しております。
- (2) 連結納税制度からグループ通算……………当社は、翌事業年度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。
なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定です。
- (3) 退職給付に係る会計処理……………退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の（3. 会計方針に関する事項（4）その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項（4）重要な収益及び費用の計上基準）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

5. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、配送費及び販売手数料等の一部は、従来、「販売費及び一般管理費」として処理する方法によっておりましたが、顧客に支払われる対価として「売上高」から減額する方法に変更しております。

また、一部の商品における収益について、従来は、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における当グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先等に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当事業年度の期首の利益剰余金に与える影響はありません。

この結果、当事業年度の「売上高」は1,701百万円、「売上総利益」及び「販売費及び一般管理費」はそれぞれ656百万円減少しております。「営業損失」、「経常損失」及び「税引前当期純損失」に与える影響はありません。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」の「未払費用」に表示していたもののうち、取引価格から減額される配送費及び販売手数料等の一部は、当事業年度より「返金負債」として「流動負債」の「その他」に含めて表示しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。なお、これによる計算書類への影響はありません。

6. 表示方法の変更

(1) 貸借対照表

前事業年度において、「固定負債」の「その他」に表示していた「長期割賦未払金」は金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。なお、前事業年度における「長期割賦未払金」は151,834千円であります。

(2) 損益計算書

前事業年度において、独立掲記していた「営業外費用」の「解体撤去費用」及び「製品処分費用負担金」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「雑損失」に含めて表示しております。なお、当事業年度における「解体撤去費用」は6,188千円、「製品処分費用負担金」はありません。

7. 会計上の見積りに関する注記

(1) 食品事業に係る固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額

	金額
有形固定資産	6,682,002千円
無形固定資産	51,854千円
減損損失	51,774千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）食品事業に係る固定資産の減損」に記載した内容と同一であります。

(2) 事業構造改善引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額

	金額
事業構造改善引当金（流動負債）	507,516千円
事業構造改善引当金（固定負債）	100,990千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）事業構造改善引当金」に記載した内容と同一であります。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて

新型コロナウイルス感染症が収束するにはまだ時間を要するなど、不確実性が高い状況であると考えております。新型コロナウイルス感染症の影響について、前事業年度においては当事業年度末まで継続すると仮定しておりましたが、引き続き翌事業年度末まで継続するものとの仮定に基づき、継続企業の前提に係る将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。なお、新型コロナウイルス感染症の収束時期及び経営環境への影響が変化した場合には、上記の見積りの結果に影響し、翌事業年度の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保提供資産及びその対応債務

(1) 担保提供資産

建物（簿価）	1,586,099千円
構築物（簿価）	32,112千円
機械及び装置（簿価）	715,245千円
車両運搬具（簿価）	2,362千円
工具器具及び備品（簿価）	36,756千円
土地（簿価）	2,468,141千円
賃貸固定資産（簿価）	220,003千円
計	5,060,722千円

なお、上記担保資産のうち、土地（50,959千円）及び建物（178,016千円）をスリースター製菓株式会社の被保証債務の物上保証に供しております。

(2) 対応債務

短期借入金	3,100,000千円
長期預り金	266,082千円
計	3,366,082千円

なお、上記の金額には工場財団抵当（1,836,396千円）並びに当該対応債務（2,700,000千円）が含まれております。

2. 固定資産の減価償却累計額

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 26,271,718千円

減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

(2) 賃貸固定資産の減価償却累計額 535,118千円

3. 保証債務

他社のリース取引に係る未経過リース料期末残高に対する連帯保証
(株)ファースト・ロジスティックス 156,389千円

4. 関係会社に対する金銭債権・債務（区分表示したものを除く）

(1) 短期金銭債権	35,890千円
(2) 短期金銭債務	1,674,478千円

(損益計算書に関する注記)

1. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(単位：千円)

場所	用途	種類	減損損失
大阪府	事業用資産－製造用設備	構築物、機械装置及び運搬具等	51,774

連結注記表「連結損益計算書に関する注記（減損損失）」に記載した内容と同一であります。

2. 関係会社との取引高	
(1) 仕入高	7,449,774千円
(2) その他の営業取引高	2,404,231千円
(3) 営業取引以外の取引高	252,377千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数
普通株式 6,434株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金等及び税務上の繰越欠損金であり、全額評価性引当額を計上しております。繰延税金負債の発生の主な原因は固定資産圧縮積立金等であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社	豊田通商(株)	愛知県名古屋市	64,936	各種物品の国内取引等	(被所有) 直接33.48	業務提携 原材料の購入 役員の兼任	原材料の購入	6,211,662	買掛金 未払費用	1,301,340 10,503

(注1) 取引条件及び取引条件の決定方針等

原材料の購入については、市場の実勢価格を勘案して合理的に決定しております。

2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	スリースター製菓(株)	所有 直接100%	商品の仕入 不動産の賃貸 役員の兼任 事務受託	不動産賃貸収入	67,320	-	-
				業務受託料	60,000	-	-
子会社	(株)ファースト・ロジスティックス	所有 直接100%	製品等の配送 不動産の賃貸 役員の兼任	製品等の配送	2,392,667	未払費用	230,833

(注1) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

不動産賃貸収入は、近隣の取引実勢に基づいて賃貸料金額を決定しております。

業務受託料は、両社が協議のうえ、決定しております。

製品等の配送は、市場の実勢価格を勘案して合理的に決定しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の(収益認識に関する注記)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	793円03銭
2. 1株当たり当期純損失	151円30銭

(重要な後発事象に関する注記)

(コミットメントライン契約の締結)

当社は、個別相対方式によるコミットメントラインを、2023年2月7日付けで契約いたしました。

1. コミットメントライン設定の目的

機動的かつ安定的な資金調達手段を確保することを通じて財務体質の強化及び安定化を図るものであります。

2. コミットメントライン契約の概要

- (1) 契約締結先 株式会社みずほ銀行
- (2) 借入極度額 15億円
- (3) 契約締結日 2023年2月7日
- (4) 契約期間 2023年2月7日～2024年2月7日（1年間）
- (5) 契約形態 個別相対方式コミットメントライン
- (6) 使用用途 運転資金
- (7) 借入金利 変動金利
- (8) 担保の有無 担保有・無保証
- (9) 純資産維持、利益維持及び売上維持に関する財務制限条項が付されております。